

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【本編】</p> <p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-4-5 信託業務の委託</p> <p>(1) 法第 22 条第 3 項第 1 号に規定する「信託財産の保存行為に係る業務」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為をいう。          例えば、以下のような行為にとどまっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為</li> <li>② 未登記不動産等について登記等を行う行為</li> <li>③ 消滅時効の中断等財産権の消滅を防止する行為</li> <li>④ 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為</li> <li>⑤ 建物の修繕を行う行為</li> <li>⑥ 信託財産の保管</li> <li>⑦ 第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金する行為</li> </ul> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-11 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>3-5-11-3 金融ADR制度への対応</p> <p>3-5-11-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合</p> <p>3-5-11-3-1-2 着眼点 (略)</p>	<p>【本編】</p> <p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-4-5 信託業務の委託</p> <p>(1) 法第 22 条第 3 項第 1 号に規定する「信託財産の保存行為に係る業務」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為をいう。          例えば、以下のような行為にとどまっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為</li> <li>② 未登記不動産等について登記等を行う行為</li> <li>③ 消滅時効の完成猶予等財産権の消滅を防止する行為</li> <li>④ 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為</li> <li>⑤ 建物の修繕を行う行為</li> <li>⑥ 信託財産の保管</li> <li>⑦ 第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金する行為</li> </ul> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-11 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>3-5-11-3 金融ADR制度への対応</p> <p>3-5-11-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合</p> <p>3-5-11-3-1-2 着眼点 (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 総論</p> <p>① 手続実施基本契約 (略)</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 総論</p> <p>① 手続実施基本契約 (略)</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効の完成猶予等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>(2) (略)</p>